

群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会
教育推進部会運営内規

令和 8. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会内規第8条第3項の規定に基づき、教育推進部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、大学教育に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育実施体制及び教育方法等に関する企画立案
- (2) 地域と連携した教育に関する企画立案
- (3) 社会ニーズを踏まえた教育プログラムの企画立案
- (4) その他大学教育に関する必要な事項

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 教育推進部会長（以下「部会長」という。）
- (2) センター長が指名する者 若干人

2 部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(副部会長)

第5条 部会に、副部会長を置くことができる。

2 副部会長は、センター長が指名する部会員をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐する。

(会 議)

第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 部会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務

委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

- 1 この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に指名される第 3 条第 1 項の部会員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までとする。